

## 学校において予防すべき感染症

学校保健安全法施行規則第十八条、第十九条より抜粋

種類	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで。
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後三日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん（3日ばしか）	発しんが消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで。
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 ※その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとることができる感染症です。 (手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎など)

\* 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。